

佐野ブランドキャラクター取扱要綱

(趣旨)

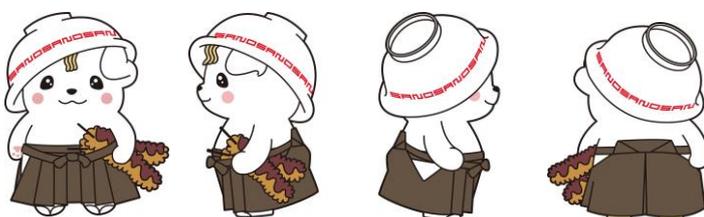
第1条 この要綱は、佐野ブランドキャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターの名称及びデザインは、次のとおりとする。

- (1) 名称は、「さのまる」という。
- (2) デザインは、市が定めた次の基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインとする。

基本デザイン



(承認基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
- (4) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用または使用のおそれがあると認められる場合
- (5) 不当な利益を得るための利用または利用のおそれがあると認められる場合
- (6) デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現がイラストの立体物として認められない場合
- (8) デザインの変形やその他イラストの利用が適当ではないと認められる場合
- (9) その他市長が使用について適当でないと認めた場合

(使用の承認)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐野ブランドキャラクター使用申請書（別記様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、使用の承認をするときは佐野ブランドキャラクター使用承認通知書（別記様式第2号）、使用を不承認とするときは佐野ブランドキャラクター使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（承認事項の変更）

第5条 前条第4項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

（承認の取消し）

第6条 市長は、使用者が第9条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用期間）

第7条 キャラクターを使用できる期間は、2年以内とする。

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第9条 キャラクターを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- （1） オリジナルデザインの形状及び色を変更しないこと。
- （2） 承認を受けた用途のみに使用すること。
- （3） 「さのまる」の使用物件は、佐野市が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、「さのまる」の使用承認物件に関し、事故又は苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講じること。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年6月1日から施行する。

この要綱は平成23年10月1日から施行する。

この要綱は平成26年8月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年10月4日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

佐野ブランドキャラクター使用承認通知書

年 月 日

様

佐野市長

年 月 日付で申請のあった佐野ブランドキャラクターの使用について、次のとおり承認します。

商品の名称	
使用目的	
使用方法又は製作方法	
使用期間	
使用する数又は製作する数	
使用承認の条件	

整理番号

別記様式第3号(第4条関係)

佐野ブランドキャラクター使用不承認通知書

年 月 日

様

佐野市長

年 月 日付けで申請のあった佐野ブランドキャラクターの使用について、次の理由により不承認とします。

理 由

整理番号
